

現在、高校生の約8割が、大学や短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程などの高等教育機関へ進学しています(文部科学省学校基本調査)。進学後は、多くの学生の皆さんがアルバイトを経験し(大学生のアルバイト就労率約8割:全国大学生生活協同組合連合会 第55回学生生活実態調査)、その収入により自らの生活の一部を支えています。

学生生活の中心は学業ですから、アルバイトをする場合は、極力学業に支障のないように配慮すべきですが、いろいろな理由からアルバイトを行うことがあります。アルバイトは、社会の一端を担いながら自身の成長に繋げていく契機にもなるでしょうが、実社会と接するということは、何らかのトラブルの当事者になる可能性もあるということです。実際に、平成27年度に厚生労働省が行った調査でも明らかになったように、学生1,000人が経験したアルバイト延べ1,961件のうちの約6割が労働条件通知書を雇い入れ時に渡されておらず、また約5割が何らかのトラブルに巻き込まれたと回答されています。

私たちの人生にとって、働くことは、生活のための収入を得るとともに、「生きがい」や「人生の充実」をもたらし、実り豊かな人生を送ることができる一方、働くなかでトラブルの当事者になった場合には、働くことを消極的に捉えてしまうかもしれません。社会に出て、多くの人々と接すると様子は違って、様々なトラブルに遭遇するかもしれません。そのような時、知識を持っていれば、トラブルを避けられたり、適切に対処できる可能性が高まります。

本書は、学生の皆さんが、アルバイトを始める前やインターンシップを始める前、就職活動始める前など、社会と接する前の学内における様々な機会において、労働法や制度に関する知識を習得することが大切であると考え作成したものであり、多様な場面に応じた8テーマを設定しました。本書を活用することによって適切な知識を身につけ、将来、学生の皆さんが、不当な職場環境に置かれた場合に、少しでも「おかしい」と気づけるように、そして「おかしい」と気づいた場合には、適切な所に相談するなどの対処ができるようになれば望ましいと考えています。

(1) 『今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書』での指摘(抜粋)

厚生労働省では、平成21年2月に『今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書』をとりまとめているが、そこでは主に以下の点が指摘されています。

- ・ 正規雇用の場合に比べ非正規雇用の方が、労働関係法制度に関する基礎的な知識について労使ともに正確な理解がされていない傾向がある。
- ・ 労働条件が明確にされていないことに起因するトラブルが見られる。
- ・ 労使ともに基礎的な知識について正確に理解されていない場合や、基礎的な知識の不足から生じたと思われるトラブルも見られる。
- ・ 労働関係とは「契約」に基づく相互関係であり、互いに権利と義務を負っているという認識が乏しいと思われる事例が見られる。
- ・ 社会生活のルールを遵守しない結果、本来であれば円満に解決されるべき問題が悪化、あるいは労働紛争に発展してしまう場合が見られる。
- ・ そもそもトラブルにあった際の的確な相談先を知らない者が多い。

この報告書以降、厚生労働省でも労働法や制度に関して様々な学習媒体を作成・配付してきましたが、現在でも、なお以下のような様々な課題があります。

(2) 大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果

① 厚生労働省調査(平成27年度)の結果(抜粋)

平成27年8月下旬から9月にかけて、大学生、大学院生、短大生、専門学校生に対し、アルバイトに関する意識調査を行いました。回答者1,000人が経験したアルバイト延べ1,961件の結果は以下のようになっています。これらの大学生の多くがアルバイトでトラブルにあっていること、労働法や制度の理解が十分でないことや、行政機関等の専門の相談機関に相談した人がほとんどいなかったことが分かりました。

- ・ 労働条件確保にとって重要となる「労働条件通知書」等が交付されていない。
 - 58.7%が労働条件通知書等を交付されていないと回答。
 - 労働条件について、口頭でも具体的な説明を受けた記憶がないとの回答が19.1%。
- ・ 学生が経験したアルバイト1,961件のうち、48.2%が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答。
 - 労働基準関係法令違反のおそれがあるトラブルとしては、多いものから、「準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった」、「1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった」、「実際に働いた時間の管理がされていない(例えばタイムカードに打刻した後に働かされたなど)」といったものが挙げられる。
 - その他労使間のトラブルと考えられるものとしては、「採用時に合意した以上のシフトを入れられた」、「一方的に急なシフト変更を命じられた」、「採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた」といったものが挙げられる。
- ・ 相談の問題
 - アルバイトで困ったことがあった時の相談先は、知人・友人に相談した場合が最も多く(32.0%)、次いで家族(23.6%)、インターネットで調べた(10.1%)、学校や職場の先輩に相談した(9.6%)であった。
 - 他方、アルバイトを辞めた(10.7%)、何もしなかった(10.1%)との回答も認められた。
 - 行政機関等の専門の相談窓口相談した割合は1.6%であった。

※ より詳しくは、以下のリンク先の情報へ

厚生労働省ホームページ「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果について(平成27年11月9日)」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html>

② 学生等のアルバイトに関する問題に対する対応

厚生労働省では、平成28年度から、4月から7月(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)にかけて、全国の大学等と連携し「『アルバイトの労働条件を確かめよう!』キャンペーン」を全国で実施していますが、その中で大学生等からあった主な相談内容は以下のようなものです。

- アルバイト先で、店長から指示されてタイムカードを打刻した後も働かされ、その分の賃金を支払ってもらえない。
- アルバイト先を辞めようとしたところ「代わりを連れてこないと損害賠償を求めろ」と言われ、退職をさせてもらえない。
- 8時間以上働いても休憩時間が20分も取れない。

(3) 個別労働紛争について

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争を「個別労働紛争」と言います。

具体的には、解雇、雇止め、賃金の引き下げ、配置転換などの労働条件や、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関するものです。

厚生労働省では、これら個別労働紛争を未然に防止し、早期に解決を図るために、「総合労働相談(※1)」や、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」を行っています。

- ・ 総合労働相談件数 1,117,983件(平成30年度)
→ うち民事上の個別労働紛争相談件数(※2) 266,535件(平成30年度)
- ・ 総合労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では「いじめ・嫌がらせ」が82,797件(平成30年度)と、7年連続で最多。

※1 「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物など379か所(令和2年1月1日現在)に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。

※2 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に係るものを除く)。

※ より詳しくは以下のリンク先へ

厚生労働省ホームページ「個別労働紛争解決制度(労働相談、助言・指導、あっせん)」

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/>

(4) 若者が社会に出た後の実態について

平成31年3月の大学学部卒業者で見ると、卒業後、大半は正規の職員等(雇用期間の定めのない会社員など)として就職をしています。正規の職員等でない者(フルタイムの契約社員や派遣社員)や一時的な仕事に就いた者(パート、アルバイトなど)、進学も就職もしていない者も約11%近くになっています。

また、平成28年3月卒の若者のうち、高卒で39.2%、短大卒で42.0%、大卒で32.0%が卒業後3年以内に離職しています。

① 若者の雇用形態や働き方の実態

大学学部卒業者(平成31年3月)について見ると、正規の職員・従業員、自営業主となった者は75.3%であるが、正規の職員等でない者が2.8%、一時的な仕事に就いた者が1.4%、また進学も就職もしていない者が6.7%となっています。

※ より詳しくは以下のリンク先へ

文部科学省ホームページ「学校基本調査－令和元年度結果の概要－」

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1419591_00001.htm

② 若者の離職状況(新規学卒就職者の在職期間別離職率)

学歴別卒業後3年以内離職率(平成28年3月卒)は以下のとおりです。

- 高 卒(1年目：17.4%、2年目：11.7%、3年目：10.1%)
- 短大卒(1年目：17.5%、2年目：12.4%、3年目：12.0%)
- 大 卒(1年目：11.4%、2年目：10.6%、3年目：10.0%)

※ より詳しくは以下のリンク先へ

厚生労働省ホームページ「新規学卒者の離職状況」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137940.html>